

－ 高砂市狭あい道路整備事業のご案内 －

「みちづくり」しませんか？

～家の前から住みよいまちへ～



写真は本事業の活用事例です。(左)拡幅前(右)拡幅後

高砂市

都市創造部 建築住宅課

1

狭あい道路の問題点

狭あい道路は、幅員が4メートル未満の道路のうち、建築基準法第42条第2項の規定により、指定された道路(通称「**2項道路**」と呼ばれています。)をいいます。

狭あい道路は、道路の幅員が狭く、車両が通行しづらいため、生活の様々な場面において支障をきたす場合があります。

消防車が近くまで寄れない・・・



宅配車両、福祉車両が奥まで入れない・・・

家のそばまで救急車が行けない・・・



土地活用しにくいから「空き家」が増えてきた・・・



イラスト出典:国土交通省「狭あい道路対策に関するガイドライン」より

その改善のためには、**狭あい道路**の拡幅が必要です！

一人ひとりが**セットバック**を確実にを行い、その部分を道路にしていくことで拡幅が進みます

狭あい道路の沿線の方々が、ご自身の敷地に、建物を建てたり、門や塀をつくる際に、敷地の一部を道路にすることによって、狭あい道路の拡幅が進んでいきます。

狭あい道路の解消に向けて、まずは家の前から「みちづくり」をはじめませんか。

2

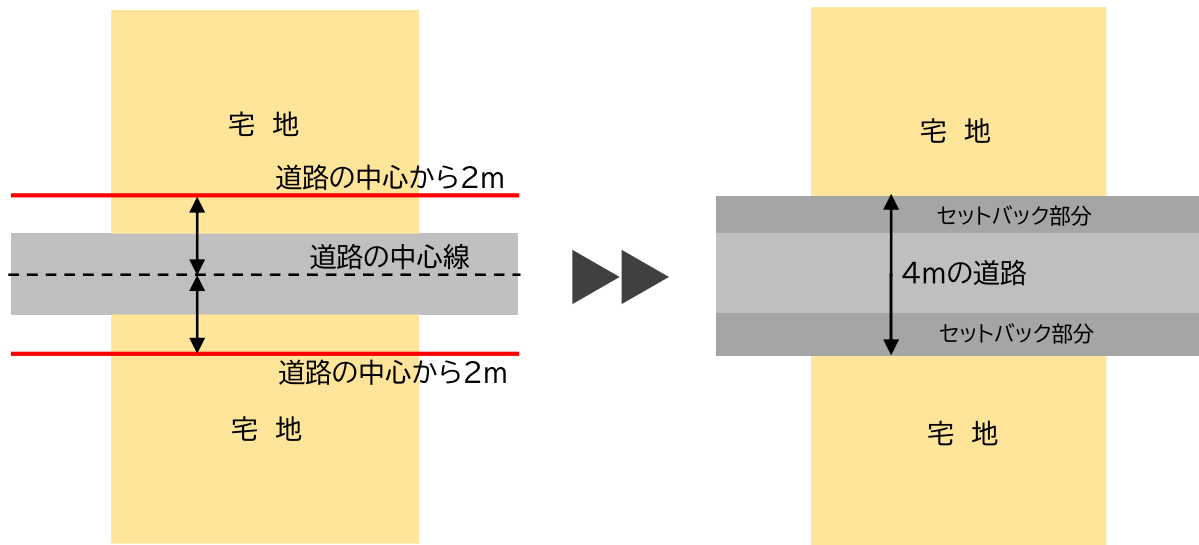
「セットバック」をご存じですか？

－ 建築基準法の規制 －

幅員が4メートル未満である2項道路沿いに、建物を建てる際には、道路の中心から敷地を2メートル後退※(「セットバック」と呼ばれています。)することが規定されています。

セットバック部分は、自分の土地であっても、建物や門、塀をつくることは、建築基準法という法律で禁じられています。

※敷地の反対側に水路や高低差等がある場合は、4メートル一方後退する必要があります。



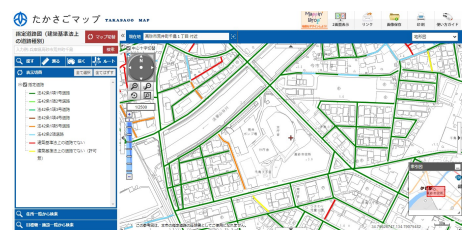
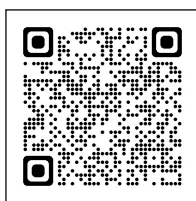
しかし、昭和25年に建築基準法が施行されて数十年以上経つにもかかわらず、なかなか2項道路の拡幅が進んでいないのが現状です。これまでに、建物が完成してから、塀をセットバック部分につくられる方が多かったです。

2項道路沿いにお住まいの皆様におかれましては、建築基準法の趣旨をご理解頂き、セットバックを確実にを行い、住みよいまちづくりの実現にご理解いただきますようお願いします。

「たかさごマップ」でセットバックの必要な道路が確認できます

ご自宅の前の道路がセットバックの必要な道路か調べてみませんか。

高砂市ホームページから、ご自宅の前の道路がセットバックの必要な道路か確認できます。



「たかさごマップ」>「道路情報マップ」>「指定道路図」

セットバック部分は、**建築規制があるのに、自己所有地として保有している限り、所有者としての負担は発生**してしまいます。

高砂市では、法規制するだけでなく、セットバック部分を寄附していただき、将来にわたり市が管理していくことによって、確実に道路を広げていく「みちづくり」の応援をしています。

この事業は、**セットバック部分を積極的に寄附していただくために、その「測量・分筆」、「移転登記」、「道路整備工事(舗装程度)」までを高砂市が行うもの**になります。

皆さまの協力をなくしては、道路の拡幅は達成できません。是非、活用をご検討ください。

この事業を活用して、セットバック部分を市に寄附することで・・・

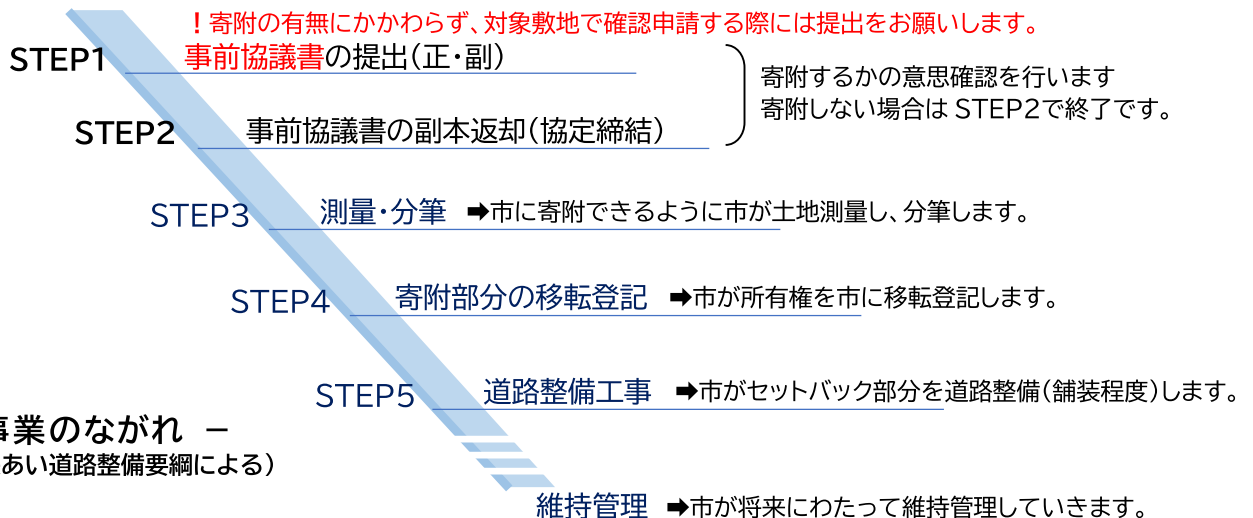
- メリット1 確実に狭あい道路の拡幅が進みます。
- メリット2 セットバック部分の維持管理責任がなくなります。
- メリット3 セットバック部分の固定資産税がかかりません。

- 高砂市狭あい道路整備事業のあらまし -

【事業概要】 寄附していただけるセットバック部分について、高砂市がその「測量・分筆」、「移転登記」、「道路整備工事(舗装程度)」を行い、その後、道路として維持管理していくものです。

【対象】 狭あい道路(「2項道路」かつ「市道又は市管理道」であるものに限る。)に接して確認申請をする敷地 ※既存建築物のある敷地でも、セットバック部分に支障物がないものは対象になります。

【ご注意】 ・セットバック部分にある支障物(門、塀等)の撤去は自己負担になります。
 ・測量の結果等で道路中心線が、現況の道路中心線と異なる場合があります。
 ・事前協議の結果、寄附をお受けできない場合があります。
 ・先着順になります。予算に限りがありますので、ご注意ください。



- 事業のながれ -
 (高砂市狭あい道路整備要綱による)

詳しくは、高砂市ホームページをご覧ください。お問い合わせ先

【お問い合わせ先】 高砂市 都市創造部 建築住宅課
 電話 079(443)9035 tact3825@city.takasago.lg.jp

